

(電子メール施行)
高第2005号
令和4年1月12日

各高齢者福祉施設長 様
各介護サービス事業所の長 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大に伴う高齢者福祉施設等における感染防止対策の徹底について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進及び感染症防止対策に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

全国的に「オミクロン株」による新型コロナウイルスへの感染が急拡大し、本県でも感染拡大が懸念される状況を踏まえ、県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、感染拡大の防止を図るため、外出の自粛、飲食店等の人数制限、多数利用施設の入場者管理、事業継続の取組の依頼など、県独自措置を強化することとしました。

オミクロン株は感染力が強いと言われており、各施設・事業所において感染の拡大を防止するため、改めて、職員に対し出勤前の検温や、発熱等の症状が認められる場合に出勤しないことを徹底いただくとともに、別添資料1及び別添資料2を踏まえ、①不織布マスクの着用や手洗い等の基本的な感染対策の徹底、②感染拡大地域への移動を控えること等リスクの高い行動の回避、③ワクチンの積極的な接種等を通じ、感染対策を徹底していただくことを要請いたします。なお、このことについては別添資料2を活用いただき、職員のみなさまにも周知いただきますようお願いいたします。

また、流行地域では医療機関従事者等が濃厚接触者となったことによる医療提供体制への影響が報じられ、今後の感染拡大により、介護現場においても同様の事態が想定されます。既に、各施設・事業所に対し令和6年3月末までの事業継続計画(BCP)の策定が義務付けられているところですが、事業維持のための対策をあらかじめ想定するため、改めて、事業継続計画(BCP)の早期作成と計画に基づく適切な取組を要請いたします。

別添資料、下記参考資料等を参考に、今後も、引き続き感染防止対策を徹底した上で、事業を実施いただきますよう改めてお願いいたします。

記

1 感染対策徹底関係

- (1) 兵庫県看護協会作成動画「高齢者施設職員のための新型コロナウイルス感染対策」
<https://hyogo-ch.jp/video/1389/>

2 業務継続計画(BCP)関係

- (1) 兵庫県ホームページ(介護サービス事業所・施設向け新型コロナウイルス感染対

策関連情報)

※感染症に関する業務継続計画(BCP)の策定に関する研修資料あり。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html>

(2) 厚生労働省ホームページ(介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ)

※ 業務継続計画(BCP)策定に向けたガイドライン・研修動画等あり。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

3 本県の対処方針(新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/taisho/coronataishohoushin0413.html>

高齢政策課介護基盤整備班(高年施設担当) 電話(代表): 078-341-7711 内線 2950、2951、2896、2943 e-mail: koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

県民・事業者への感染対策徹底の要請

感染力の強い「オミクロン株」への急速な置き換わりとともに、新型コロナウイルスの感染急拡大が見られることから、今後の感染拡大を阻止し医療逼迫を防ぐためにも、基本的な感染対策、外出の自粛や施設の使用制限などの感染対策の徹底について、特措法 24 条 9 項に基づき県民・事業者等に要請する。

1 基本的な感染対策の徹底

- ・マスクの着用（不織布マスクの奨励）、手洗いや手指消毒、三つの密（密閉・密集・密接）の回避（ゼロ密）、人と人との距離の確保、換気、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる場合の出勤・登校の自粛等の徹底

（職場）

- ・「居場所の切り替わり」（食堂、休憩室、更衣室、喫煙室、移動時の車内等）でのマスクの着用、換気の徹底、従業員の体調管理など職場内での感染対策の徹底

（学校）

- ・マスクの着用、給食の際の黙食の徹底、換気の徹底、体調が悪い場合の休みやすい環境整備など校内で感染を拡大させない取組の徹底

（家庭）

- ・帰宅後の手洗い・消毒、換気、家族の健康管理など家庭での感染対策の徹底

2 外出自粛等

- ・発熱等の症状がある場合、旅行、イベント参加等の自粛の要請
- ・まん延防止等重点措置区域をはじめ感染拡大地域への不要不急の移動は極力控えることを要請
- ・外出時には混雑している場所や時間を避けて少人数での行動を要請
- ・感染対策が徹底されていない飲食店、カラオケ店等の利用を厳に控えること
- ・感染不安を感じる無症状者の検査受検を要請
- ・「新型コロナ対策適正店認証」認証店舗利用の推奨

3 施設の使用制限等

① 飲食店等への要請等

○「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗

- ・同一テーブル 4 人以内の飲食を要請
- ・短時間（2 時間程度以内）での飲食を要請

○上記以外の非認証店舗

- ・同一グループ 4 人以内、短時間（2 時間程度以内）での飲食を要請
- ・酒類提供の場合、「一定の要件」（アクリル板等の設置（又は座席の間隔（1m以上）の確保）、手指消毒の徹底等）を遵守
- ・「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨

○飲食以外の会話時のマスク着用の徹底

②多数利用施設等の感染対策の徹底

- ・社会福祉施設、病院、学校園、大規模商業施設(食料品売り場)などクラスターが発生しやすい施設におけるマスクの着用、手指消毒、換気、飛沫防止等の感染対策の徹底
- ・多数利用施設における入場者の整理、入場者へのマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策の徹底

4 イベント開催制限

- ・参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントについては、感染防止安全計画を策定し、県の確認を受けること。
- ・上記以外の場合は、県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。
- ・イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や人と人との距離の確保、マスクの着用、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に対する主催者による行動管理など、基本的な感染防止策を講じること。

5 出勤抑制等

- ・在宅勤務(テレワーク)、時差出勤等、人との接触を低減する取組への協力依頼
- ・県民生活及び経済の安定確保のために、各事業者等の事業継続計画の実施準備を進めるとともに、感染拡大に応じ適切に取り組むこと。

第6波急拡大！感染対策徹底要請！

県内の新規感染者数は、本日（1月12日）512人となるなど、感染が急拡大しています。感染力の強いオミクロン株への急速な置き換わりにより更なる感染拡大が懸念されます。これ以上の感染拡大を阻止し、医療ひっ迫を防ぐためにも、一人一人が「うつらない」「うつさない」の自覚と責任をもって、感染対策の徹底をお願いします。

1 基本的な感染対策の徹底

- ・ マスクの着用（不織布マスクを奨励）、手洗いや手指消毒、三密（密閉・密集・密接）の回避（ゼロ密）、人と人との距離確保、換気など日常生活での基本的な感染対策を徹底してください。
- ・ 職場や学校等での「居場所の切り替わり」（食堂、休憩室、更衣室、喫煙室、サークル室等）では十分注意し、必ずマスクを着用するなど感染対策を徹底してください。
- ・ 帰宅後の手洗い、消毒、家族の健康管理など家庭での感染対策を徹底してください。
- ・ 体調が悪い場合は医療機関への受診、感染不安を感じる方は無料のPCR検査等を受けてください。

2 リスクの高い行動の回避

- ・ まん延防止等重点措置区域をはじめ感染拡大地域への不要不急の移動は極力控えてください。
- ・ 会食は、同一テーブル4人以内、2時間程度以内とし、会話時はマスク着用を徹底してください。コロナ対策適正店非認証店舗は、同一グループ4人以内での入店としてください。
- ・ 多数利用施設では、入場者の整理やマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策を徹底してください。
- ・ 発熱等の症状がある場合、旅行、イベントへの参加等は控えてください。

3 ワクチンの積極的な接種

- ・ ワクチンの積極的な接種とともに、接種後の基本的な感染対策の徹底をお願いします。

令和4年1月12日

事業所各位

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 齋藤 元彦**新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大に伴う
事業継続計画の実施準備等の対応について**

令和3年12月末から新型コロナウイルス感染症が全国的に急速に拡大しており、当県でもオミクロン株による第6波に突入したとの認識のもと、検査・医療体制等の強化及び県民・事業者への感染対策の徹底を図っております。

沖縄県等の先行した流行地域では、同患者を受け入れる医療機関の医療従事者等が濃厚接触者となり、医療提供体制に影響を及ぼすおそれのある状況等も報道されております。

つきましては、兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいた各事業所の事業継続計画について、計画の内容をご確認いただき、今般の新型コロナウイルス感染症に対応するよう修正・見直し等の実施準備及び計画に基づいた適切な取組をお願いします。

また、同計画を未作成の事業所におかれましては、各種ガイドライン等を参考に計画の早期作成等実施準備及び計画に基づいた適切な取組をお願いします。

記

- 1 事業継続計画 従業員の出勤停止等に伴い、事業を維持するための対策をあらかじめ計画するもの

2 参考サイト

- ・兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/documents/3026zenbunn.pdf>
- ・新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画作りの手引きなど
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuenza/dl/guide_tebiki-01.pdf